



【件名】 監査結果の忠実な履行を求めることに関する陳情

【要旨】 令和6年度4月1日付の小学校教師用指導書購入契約は議会での承認を得ておらず、いまだ無効のままである。住民監査請求の結果、令和7年3月21日監査委員告示第3号において「和光市長に対し、令和7年5月22日までに、本件契約が有効になるための適切な措置を講じることを勧告する。」とされた。この監査結果の忠実な履行を求める。

【理由】

令和7年3月21日監査委員告示第3号において令和6年度4月1日付の小学校教師用指導書購入契約は「地方自治法第96条第1項第8号に違反し、かつ、無効である」とされ「本件契約が有効になるための適切な措置を講じること」が勧告された。また同告示、付帯意見において「追認識案等を上程することもなく、本件契約が有効になるような努力を怠っているとわがざるを得ない状況」とされ「市は本件契約を有効にする手段を検討しそれを実行すべきである」とされている。

しかし市は令和7年5月20日和教学第167号で「精査している段階」とし「進捗があり次第、改めてご報告」としている。すでに7か月以上が経過しているにも関わらず、その手段の検討、実行の気配は見えない。

監査結果に従うのは当然のことであり、その監査結果をないがしろにすることは重大なコンプライアンス違反である。

和光市は監査による勧告に従うことを陳情する。

【附則】

この陳情は令和8年3月和光市議会定例会において、市が追認識案を提出するならば意味のない陳情となる。よって追認識案が提出された場合には陳情を即、取り消すものである。

令和 8年1月13日

和光市議会議長 小嶋智子 様

陳情代表者

住 所 和光市 [Redacted]

氏 名 天野 教之

住 所 和光市 [Redacted]

氏 名 車久保 光良

住 所 和光市 [Redacted]

氏 名 熊谷 二郎

住 所 和光市 [Redacted]

氏 名 上原 雅一